

入札公告

一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定により、次のとおり公告する。

令和 8 年 3 月 6 日

岩手県立一関清明支援学校長 外館 悌

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務名 岩手県立一関清明支援学校通学用スクールバス運行業務委託
- (2) 履行場所 (往路始点) JR 摺沢駅（一関市大東町摺沢字街道下 2 5）
JR 千厩駅（一関市千厩町千厩字上駒場 1 5 番 3）
エスピア（一関市千厩町千厩字東小田 9 0）
道の駅かわさき（一関市川崎町薄衣字法道地 4 2 番 3）
JR一ノ関駅（一関市駅前 6 7）
(往路終点) 一関清明支援学校（一関市赤荻字上台 9 6 番 5）
※復路は、上記の往路終点より往路始点までの路線となるもの。
- (3) 契約期間 令和 8 年 4 月 8 日～令和 9 年 3 月 16 日（左記の内、概ね 197 日）
- (4) 業務概要 本校生徒の通学用バスの運行管理（バス運転及び添乗管理）業務

2 入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たし、この業務委託に係る競争入札参加資格の確認を受けた者のみが、この業務委託の入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する者でないこと。
- (2) 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）の規定により旅客自動車運送事業に係る営業許可を有すること。
- (3) 申請書等の提出月日から起算して過去 2 年間、交通事故による営業停止等の処分を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (6) 仕様書で定める車両に応じた運転士の資格を有する者が在籍していること。
- (7) 公営社団法人日本バス協会が実施する「貸切バス事業者安全性評価認定制度」によって認定を受けている者であること。
- (8) 岩手県県税条例（令和 3 年岩手県条例第 58 号）第 4 条に掲げる税目及び消費税の滞納がないこと。

3 入札説明書及び競争入札参加資格審査申請書等の配付場所及び問い合わせ先

(1) 配付場所及び問い合わせ先

〒021-0041 岩手県一関市赤荻字上台9 6 番 5 岩手県立一関清明支援学校事務室

<http://www2.iwate-ed.jp/ich-r/index.html>

電話番号 0191-33-1600

- (2) 郵送による申請書、入札説明書及び仕様書等の配付を希望する者は、A4判が入る返信用封筒（あて先明記）に140円分の切手を添えて申し込むこと。

4 入札説明書及び競争入札参加資格審査申請書等の提出について

本件の入札に参加しようとする者は、この公告に示した入札参加資格を有することを証明する書類及び入札説明書に示す書類を令和8年3月13日（金）午後4時（土日を除く）までに3（1）の場所に提出しなければならない。

- (1) 申請書等の提出部数は1部とする。
(2) 提出された申請書等は返却しない。
(3) 競争入札参加資格の審査結果については、令和8年3月17日（火）までに、郵送又はFAXで通知する。

7 入札及び開札の場所及び日時等

(1) 期日 令和8年3月23日（月） 午前11時00分

(2) 場所 一関市赤荻字上台9 6 番 5 岩手県立一関清明支援学校

8 入札保証金及び契約保証金に関する事項

岩手県会計規則（昭和32年岩手県規則第17号）第96条、第97条、第98条、第99条、第111条、第112条、第113条、第114条及び第122条の規定による。

9 その他必要な事項

- (1) 契約手続において使用する言語及び硬貨は、日本語及び日本国通貨とする。
(2) 調達手続の停止 令和8年度岩手県一般会計予算が議決されなかった場合等にあつては、本件業務の入札手続きについて停止の措置を行うことがあること。
(3) 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札、虚偽の申請を行った者の入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入は、無効とする。
(4) 入札方法 入札は、1日の往復運賃単価で行うものとする。（片道運行の場合は往復運賃単価の半額とする。）なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするため、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札

書に記載すること。

- (5) 予定価格の範囲内での最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (6) 契約書の作成を要する。
- (7) 入札行為を代理人に委任する場合には、必ず委任状を提出すること。
- (8) 電信入札、郵便入札は認めない。
- (9) その他 詳細は、入札説明書による。